# キャッシュカード規定 < 個 人 用 >

### 1. (この規定の取引における契約の成立)

当金庫は、お客様から当金庫所定のこの預金の申込書の 提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、この規定の 取引に係る契約が成立するものとします。

#### 2. (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金および利息のつかない普通 預金を含みます。以下同じです。)について発行したキャッシュカー ド及び貯蓄預金について発行したキャッシュカード(以下これらを 「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、預入 れ・払戻し・振込・振替・残高照会・通帳記入などの取引が可能な 機器(以下「自動機」といいます。)を使用して、次の場合に利用す ることができます。

- (1) 当金庫及び当金庫が自動機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の 自動機を使用して普通預金、貯蓄預金(以下これらを「預金」 といいます。)に預入れをする場合
- (2) 当金庫及び当金庫が自動機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。) の自動機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫及び支払提携先のうち当金庫が自動機の共同利用 による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」と いいます。)の自動機を使用して振込資金を預金口座からの 振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

#### 3. (自動機による預金の預入れ)

- (1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の 画面表示等の操作手順に従って、自動機にカード(またはカードと通帳)を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当金庫または 預入提携先所定の種類の紙幣及び硬貨に限ります。 また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定 の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座にカードによる預入れを行った場合には、「お 取引明細票」を発行済の「現金自動預金機専用通帳」に綴り 込んで保管してください。

## 4. (自動機による預金の払戻し)

- (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の 画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、 届出の暗証番号及び金額を正確に入力してください。 この場合、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当金庫または 支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、別に お知らせした当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内 とします。なお、1日あたりの払戻しは別にお知らせした当金 庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫及び支払提携先の自動機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 当金庫及び支払提携先の自動機による1日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- (5) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金

額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、その払戻しはできません。

#### 5. (自動機による振込)

- (1) 自動機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、 別にお知らせした当金庫または振込提携先所定の金額の範 囲内とします。

なお、1日あたりの振込みは別にお知らせした当金庫所定の 額の範囲内とします。

#### 6. (自動機利用手数料等)

- (1) 自動機を使用して預金の預入れまたは払戻しをする場合には、別にお知らせした当金庫、預入提携先または支払提携先所定の自動機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れ及び払戻し時に、通帳及び払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、 通帳及び払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から 自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当 金庫から振込提携先に支払います。

#### 7. (代理人による預金の預入れ・払戻し・振込)

- (1) 代理人(ご家族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻し及び振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼 人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

# 8. (自動機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合に は、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードに より預金の預入れまたは払戻しをすることができます。
- (2) 窓口においてカードにより預金の預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (3) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合に は、窓口営業時間内に限り、前項の払戻し手続きによるほか 振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることがで きます。

### 9. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、及び振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫の自動機で使用された場合または当金庫本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

### 10. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、自動機の操作の際には使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、及び入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の手続きに使用された暗証番号と届出の暗証番号と一致を確認のうえ取扱をいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造・盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合にはすみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

#### 11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カード及び暗証 番号の管理状況、被害状況、警察への通報状況等について当金 庫の調査に協力するものとします。

#### 12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への 通知が行われていること
  - ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われて いること
  - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明したした場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前二項の規程は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第二項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すること を当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負い ません。
  - 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- A. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
- B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、 その他の同居人、または家事使用人(家事全般を 行っている家政婦など。)によって行われた場合
- C. 本人が被害状況についての当金庫に対する説明 において、重要な事項について偽りの説明を行った 場合
- ② 戦争・暴動等により著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

#### 13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その 他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当 金庫所定の方法により当金庫に届出てください
- (2) 暗証番号は、第1項によるほか、当金庫所定の自動機を使用して変更することができます。自動機の画面表示に従って自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を入力してください。この場合、第1項の届出の必要はありません。

#### 14. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫 所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間を おき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

#### 15. (自動機への誤入力等)

- (1) 自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害 については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先 支払提携先、振込提携先の自動機を使用した場合の預入提 携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様 とします。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または、払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 16. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させて頂く場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不 適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがありま す。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを 当金庫に返却してください。
- (3) 預金口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (4) 日本国籍をお持ちででない在留期限がある預金者が、当金庫に届出している在留期限を経過した場合
- (5) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。 この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書 類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたとき に停止を解除します。
  - ① 第16条に定める規定に違反した場合
  - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用される

### 恐れがあると当金庫が判断した場合

# 17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することができません。

# 18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫「普通預金規定」「総合口座取引規定」、「貯蓄預金規定」、により取扱います。

# 19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その 他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の 4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の 規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インタ ーネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知 します。
- (3) 前項によるこの規定の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上